

令和5年第2回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和 5 年 2 月 22 日（水）午後 2 時 00 分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4 階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第3号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	1件
議第4号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	1件
議第5号	農地の形状変更について	1 件
報第2号	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について	3件
報第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	6件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	玉木 芳幸	
2	長江 あさみ	
3	山内 晃三	
4	伊藤 明石	欠席
5	市原 勝美	欠席
6	坂崎 寛治	
7	右高 一朋	
8	若尾 武彦	
9	河地 友次	
10	鈴木 隆	
11	富田 良一	
12	若尾 茂	
13	久野 孝好	
14	加納 洋一	
15	梶田 達行	
16	東 一二美	
17	日比野 敏夫	

議長 ただいまより、令和5年第2回農業委員会総会を開会する。本日は、4番 伊藤明石委員、5番 市原勝美委員から欠席の報告を受けている。従って、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立していることを報告する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第9条第1項による議事録署名委員を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、2番 長江 あさみ 委員、3番 山内 晃三 委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。はじめに議第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程する。議第3号について事務局より説明願う。

事務局 申請番号1 所有権移転、譲渡人、多治見市日ノ出町2丁目15番地、多治見市。譲受人、■■■市■■■町■■■丁目■■■番地、■■■。土地は根本町8丁目■■■番の■、登記簿地目は田、現況も雑種地、129㎡。譲受人の■■■氏が、隣接地で農業を行っており、この土地を購入する事で、一体的に耕作が行えるようになる。農機具はトラクター、田植え機、軽トラックを各1台所持している。■■■氏ご本人と奥さんが一緒に耕作をされる予定。周辺地域との関係は、従来の通り耕作を行う事から変化なし。

議長 議第3号について、委員から意見があれば発言願う。

12番 説明があったように、■■■さんが隣接地で農業をしており、草が繁茂する■■■番■を■■■さんが管理しているような状況もあった。今回、金銭面などで合意が得られたことから、一体の土地として耕作を行うという事になり、問題となる事はない。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 3 号について採決を行う。議第 3 号を承認することについて、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 3 号は承認することに決定する。

議長 次に議第 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程する。議第 4 号について事務局より説明願う。

事務局 申請番号 1 所有権移転、譲渡人、■■■市■■町■■丁目■■番地、■■■■。譲受人、■■■市■■町■■丁目■■番地、■■-■。土地は 3 筆。大原町 3 丁目■■■■、登記簿地目は畑、現況も畑、78 m²。大原町 3 丁目■■-■、登記簿地目は畑、現況も畑、3.40 m²。松坂町 3 丁目■■-■、登記簿地目は畑、現況も畑、475 m²。畑 3 筆の合計 556.40 m²。転用目的は一般住宅。住宅を作るにあたって赤道を用途廃止し、払い下げを受けて一体的に利用する予定。31-1 は駐車場用地として使用し、34-1 の方に家が建つという計画となっている。

議長 議第 4 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

6 番 ■■さんが体調不良となり、部分的に他の方が借りて耕作をしているという状況であったが、それもできない状況となって、■■さんに所有権を移転する運びとなった。ここは、農振農用地域ですか？

事務局 土地は全て市街化調整区域で、農振農用地域には入っておりません。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 4 号について採決を行う。議第 4 号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 4 号は承認することに決定する。

議長 次に議第 5 号「農地の形状変更届について」を上程する。議第 5 号について事務局より説明願う。

事務局 所在地は、池田町 5 丁目■■■■番、登記簿地目は田、面積 89 m²。申請人、■■町■丁目■■番地の■■■■。この申請は田を畑にするために、多治見市の農地の形状変更に関する要綱に基づいての申請。現時点で畑として利用しているが、水はけが悪いということで、土を入れるとの事。

議長 議第 5 号について地元委員の意見を求める。

15 番 この畑については、申請者が自身で消費するための野菜を作るとの事。

議長 他に発言はないか。

議長 発言がないようなので、議第 5 号について採決を行う。

委員 (挙手多数)

議長 全員挙手によって、議第 5 号は承認することに決定する。

議長 次に報第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」を上程する。報第 2 号について事務局より説明願う。

事務局 1 件。申請番号 1 ■■■市■■町■■■■番地、■■■■及び■■■■。土地は笠原町天王下■■■■(■■)、登記簿地目は畑、現況は雑種地、39 m²。笠原町天王下■■■■-■(■■)、登記簿地目は畑、現況は雑種地、46 m²。笠原町天王下■■■■-■(■■)、登記簿地目は畑、現況は畑、178 m²。一般個人住宅に転用。

議長 報第 2 号は専決事項のため、議決事項ではないが、地元委員から意見があれば発言願う。

(発言なし)

議長 発言がないので、報第 2 号を終了いたします。

議長 次に報第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」を上程する。報第 3 号について事務局より説明願う。

事務局 1 件。申請番号 1 所有権移転、譲渡人、■■■■市■■■町■■■番地の■■■、■■■■■。譲受人、■■市■■■■■■町■丁目■■番地、■■■■■■■■■■■。土地は笠原町権現 2200 番地の■■■、登記簿地目は畑、現況も畑で 770 m²、3 区画の宅地造成に転用。

議長 報第 3 号は専決事項のため、議決事項ではないが、地元委員から意見があれば発言願う。

(発言なし)

議長 発言がないので、報第 3 号を終了する。以上をもって、本日の議案を終了する。

議長 その他議案以外で何かあれば発言を願う。

(発言なし)

議長 発言が無いのでこれで終了する。事務局から連絡事項を願う。

事務局 納品されたタブレットを委員に公開し、3 月末に体験として研修を予定している事を通知。

次回の総会開催日は、3 月 22 日水曜日の午後 2 時から。場所は本庁舎 4 階会議室にて開催。また総会後に農業振興推進協議会を開催するので該当の委員は出席をお願いします。

以上。

(閉会 午後 2 時 45 分)

事 務 局

事務局長	前田	剛
課長代理	柳生	芳憲
主 査	岡田	聡
主 査	玉山	永恵

令和 5 年 2 月 22 日

議事録署名

2 番

3 番

議長